

特定行為に係る看護師の研修制度

これから指定研修機関になろうと考えている皆さま、 すでに指定を受けている研修機関の皆さまへ

～ 各種申請手続きや補助金等について ～

人口構造の変化に伴う少子超高齢社会に備えるため、2015 年 10 月に「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設されました。より多くの看護師に研修を受けてもらうためには、指定研修機関の更なる整備が重要です。そこで、指定研修機関の手続きをよりわかりやすくするために、指定研修機関になるための新規申請や指定研修機関で変更が生じた場合の届出、補助金等の情報についてまとめました。

目次

I. これから指定研修機関になろうと考えている皆さまへ

指定研修機関の新規申請について

1. 指定研修機関の新規申請手続きの概要
2. 指定研修機関の新規申請のための準備
3. 指定研修機関の新規申請書類作成

II. すでに指定を受けている研修機関の皆さまへ

指定研修機関の変更申請について

1. すでに指定を受けている内容に変更が生じた場合
2. 新たな区分の研修を追加する場合

III. 補助金等について

1. 指定研修機関が対象となる補助金等について
2. 受講者が対象となる補助金等について
3. 看護師を研修に派遣する事業主が対象となる補助金等について

資料 1 地方厚生局所在地一覧

資料 2 特定行為区分の実習を行う施設が追加で添付を求められる資料の例



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

I. これから指定研修機関になろうと考えている皆さまへ

指定研修機関の新規申請について

指定研修機関の新規申請は、特定行為研修に係る看護師の研修制度ならびに指定研修機関の指定の基準を十分に確認した上で進めていきましょう。また、『看護師の特定行為研修制度ポータルサイト』には、指定研修機関や特定行為研修修了者の所属施設が掲載されています。相談する施設を検索していただき、通知で示されていない実際の運用について、ご相談されることもお勧めいたします。

1. 指定研修機関の新規申請手続きの概要

新規申請の手続きの流れは図 1 に示すとおりです。指定研修機関として指定を受けるためには、提出期間までに漏れのない申請書類を提出する必要があります。受講生の募集や開講時期を考慮して、余裕を持ったスケジュールで提出しましょう。

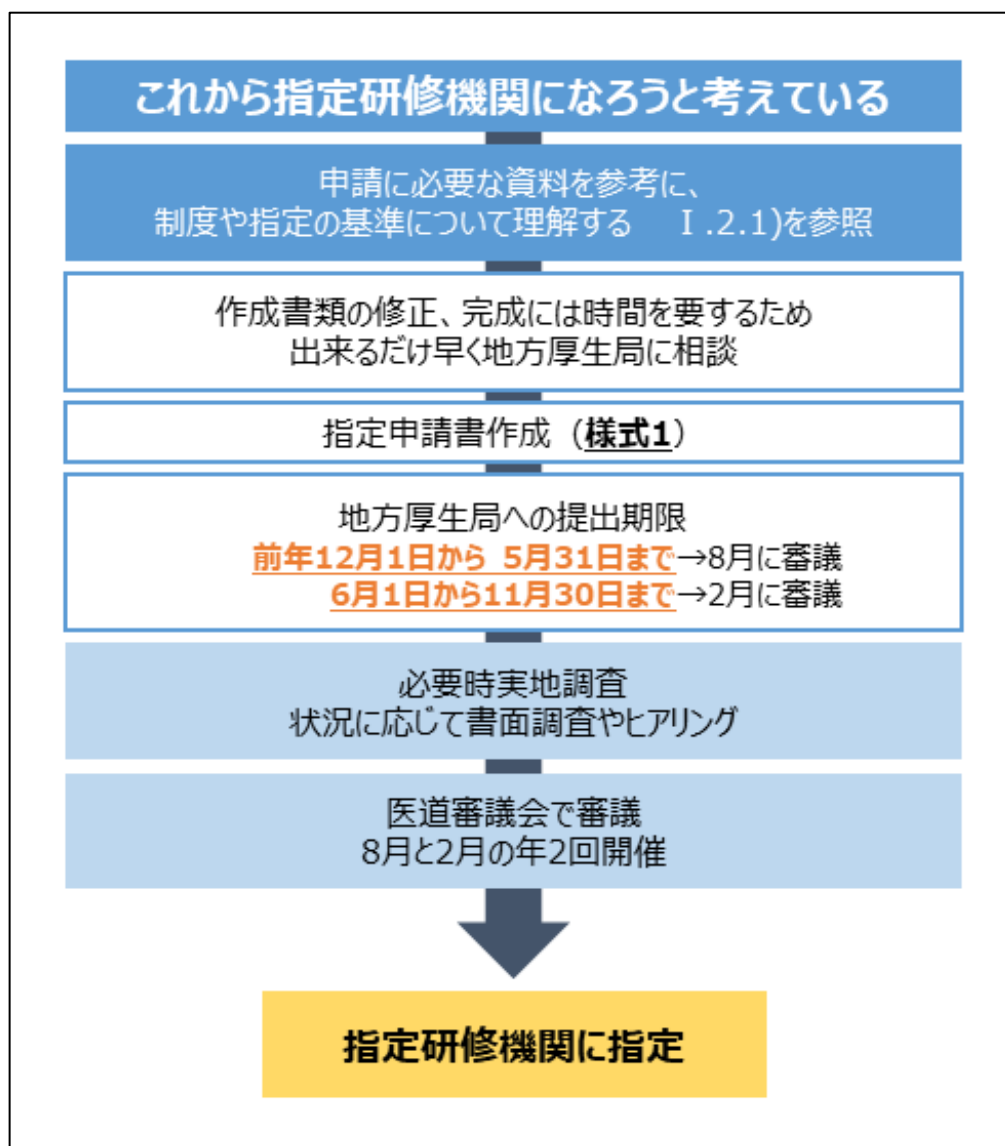


図 1 新規申請手続きの流れ

2. 指定研修機関の新規申請のための準備

1) 申請に必要な資料

厚生労働省のホームページ「特定行為に係る看護師の研修制度」の『施策紹介』には、特定行為研修制度の概要や関係法令・通知、参考となる資料が掲載されています。

厚生労働省. “特定行為に係る看護師の研修制度”

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

とくに下記資料は十分に確認してください。

- [省令]保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為研修に関する省令
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000575391.pdf>
- [通知]保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000690153.pdf>
- 様式記載例
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201689_00003.html
- 指定申請に関する QA : 指定申請者用
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000694918.pdf>

2) 指定研修機関の新規申請に関する相談窓口

指定研修機関の新規申請の検討を開始したら、申請をするかしないか迷っている段階、あるいは申請すると決めた段階くらいで、自施設を管轄する地方厚生局に相談してください。地方厚生局の連絡先については、資料 1（17 ページ）を参照してください。

所定の申請書以外に提出が必要な書類があります。「指定申請に関する QA : 指定申請者用」の（5）5 を参照してください。

指定申請に関する QA : 指定申請者用

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000694918.pdf>

地方厚生局では、指定基準の詳細、そのための具体的な対応策、申請書類の記入方法ならびに作成に必要な情報等を提供し、質問や相談に応じています。

3) 患者に対する実技を行う実習を指定研修機関以外で探す場合

区分別科目において、患者に対する実技を行う実習施設を持たない指定研修機関は、その実習先として協力してもらえる施設(協力施設)を探す必要があります。

どこに協力施設になってもらえるのか、見つけ方がわからない場合は、『看護師の特定行為研修制度ポータルサイト』で、指定研修機関や特定行為研修修了者の所属施設等から相談する施設を検索していただき、ご相談されるとよいでしょう。

『看護師の特定行為研修制度ポータルサイト』では、特定行為研修修了者の名簿を掲載しています。

URL : <https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/index.html>

3. 指定研修機関の新規申請書類作成

1) 指定研修機関の指定の申請等に係る提出書類一覧

指定の申請に係る提出書類は以下の通りです

【指定研修機関の指定の申請：様式1】

提出すべき書類及び添付書類	摘要	注意事項
指定申請書	様式 1	
特定行為研修計画の概要	様式 1 別紙 1 - 1、別紙 1 - 2 別紙 1 - 3、別紙 1 - 4	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧	様式 1 別紙 2 - 1	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要	様式 1 別紙 2 - 2	
協力施設承諾書	様式 1 別紙 3	協力施設がある場合に提出
特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等	様式 1 別紙 4	
特定行為研修の指導者一覧	様式 1 別紙 5	
特定行為研修計画	添付書類	
定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはそれに準ずる書類	添付書類	指定申請を行う者が法人以外の者についてはこれに準ずる資料

申請書類の作成では、基準を満たす研修内容および体制が確保されているかなどの詳細な記載が求められます。各様式の備考を確認し、厚生労働省 HP「特定行為に係る看護師の研修制度」に掲載されている QA や記載例なども参考に作成してください。また、詳細は地方厚生局に確認してください。

厚生労働省. “特定行為に係る看護師の研修制度”

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

指定研修機関の指定等の申請をお考えの方へ

申請の手続きについて

▶ [申請手続きの流れ](#)

指定申請等様式(令和2年10月30日改正の様式)

様式 1 [指定研修機関の指定の申請](#)

様式 2 [変更の届出](#)

様式 3 [変更の承認](#)

様式 4 [年次報告](#)

様式 5 [指定研修機関の指定の取消し](#)

様式 6 [特定行為研修修了証](#)

様式 7 [特定行為研修を修了した看護師に関する報告](#)

様式 8 [省令改正に伴う変更届出](#)

▶ [参考：指定研修機関の指定の申請等に係る提出書類一覧](#)

▶ [様式記載例](#)

[指定申請に関するQA：指定申請者用](#)

左図は、厚生労働省 HP の“特定行為に係る看護師の研修制度”で掲載している一部を紹介しています。

「指定研修機関の指定等の申請をお考えの方へ」では、指定申請等様式、様式記載例、指定申請に関する QA：指定申請者用など、申請に必要な資料を整理し掲載しています。

2) 指定研修機関の申請書に記載する内容

指定申請書（様式 1）に記載する内容は以下のとおりです。

- ① 名称及び所在地
- ② 実施する特定行為研修に係る特定行為区分の名称
- ③ 実施する特定行為研修の基本理念及び内容
- ④ 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要
- ⑤ 特定行為研修管理委員会※1 の構成員の氏名、所属する団体の名称及び当該団体における役職名
- ⑥ 特定行為研修の責任者の氏名
- ⑦ 特定行為研修の指導者※2 の氏名及び担当分野
- ⑧ 特定行為研修を受ける看護師の定員
- ⑨ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

※1 特定行為研修管理委員会の構成員

指定研修機関の特定行為研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。

（改正後の法第 37 条の 4、特定行為研修省令第 8 条関係）

- ① 特定行為研修に関する事務を処理する責任者又はこれに準ずる者
- ② 当該特定行為研修管理委員会が管理する全ての特定行為研修に係る特定行為研修の責任者（特定行為研修の責任者は、全員が構成員として含まれていなければならない。）
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者（指定研修機関及び指定研修機関が特定行為研修を行う協力施設に所属する者を除く医療関係者（外部委員）を少なくとも 1 名以上含めなければならない。）

※2 区分別科目の指導者の要件

医 師：臨床研修指導医と同等以上の経験を有する者。具体的には 7 年以上の臨床経験を有し、かつ医学教育・医師臨床研修における指導経験を有する者。

看護師：特定行為研修修了者またはこれに準ずる者。具体的には、平成 22 年度及び 23 年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修を修了した看護師、平成 24 年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修を修了した看護師、専門看護師及び認定看護師、大学等での教授経験を有する看護師など。

特定行為研修管理委員会の構成員や指導者に関しては、『指定申請に関する QA：指定申請者用

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000694918.pdf> 』も参考にしてください。

* 特定行為研修管理委員会の構成員等に関して不明な点などがあれば、管轄の地方厚生局にご確認ください。

3) 追加で添付を求められる資料

特定行為区分の実習を行う施設については、医療に関する安全管理のための体制が整備されているかを示すために、それがわかる写真等の提出が求められることがあります。

例えば

- 相談窓口を周知する掲示物の掲示状況がわかる写真
- 掲示物の掲示場所、相談窓口の場所を図示したフロア図
- 患者相談窓口の場所（周囲の様子を含む）の様子がわかる写真
- 患者相談窓口の写真
- 相談に応じる場所の写真

実際の提出資料については、資料 2（18～20 ページ）を参考にしてください。



Ⅱ. すでに指定を受けている研修機関の皆さまへ 指定研修機関の変更申請について

指定研修機関に「1. すでに指定を受けている内容に変更が生じた場合」は**届出**、
「2. 新たな区分の研修を追加する場合」は**区分変更申請**を、厚生労働大臣に行う必要があります。

1. すでに指定を受けている内容に変更が生じた場合

【届出が必要な事項】

- ① 名称又は所在地
- ② 当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分
- ③ 実施する特定行為研修（領域別パッケージ研修を含む）の内容
- ④ 特定行為研修のために利用することができる施設
- ⑤ 特定行為研修管理委員会の構成員
- ⑥ 特定行為研修の責任者
- ⑦ 特定行為研修の指導者及びその担当分野
- ⑧ 特定行為研修を受ける看護師の定員

指定研修機関は、当該指定研修機関に関する上記①～⑧の事項に変更が生じたときは、
その日から起算して1月以内に、その旨を指定研修機関変更届出書（様式2）により厚生労働大臣に届出が必要です。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第9条関係）届出の流れについては図2に示す通りです。

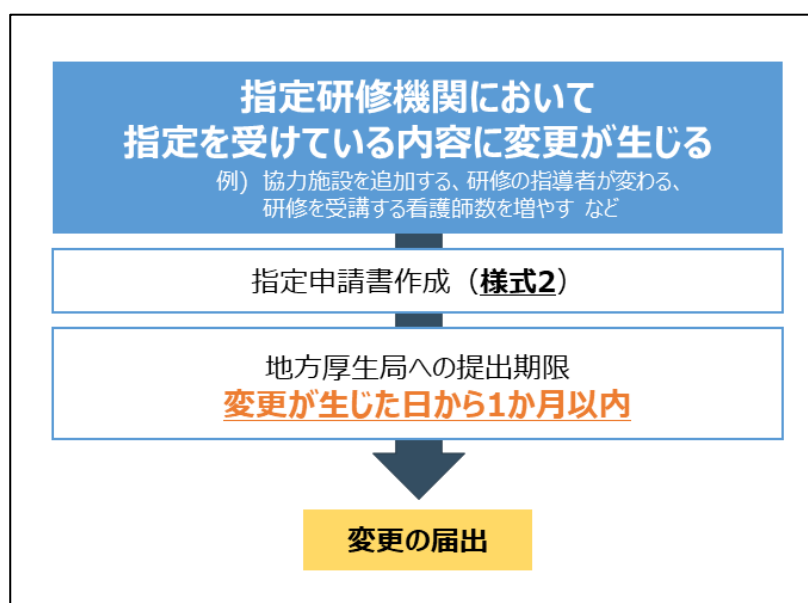


図2 変更の届出手続きの流れ

【指定研修機関変更届出書：様式 2】

新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときは除く

※以下「○」のある様式以外についても、変更の内容に応じて提出すること

変更事項 提出すべき書類 及び添付書類	名称又は所在地	特定行為研修に係る特定行為区分	領域パッケージ研修の休止後の再開 特定行為区分の休止後の再開	特定行為研修の内容	特定行為研修のために 利用することができる施設	特定行為研修管理委員会の構成員	特定行為研修の責任者	特定行為研修の指導者及び その担当分野	特定行為研修を受ける 看護師の定員	摘要
指定研修機関変更届出書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	様式 2
特定行為研修計画の概要		●	● ● ● ●	●						様式 2 別紙 1 - 1 様式 2 別紙 1 - 2 様式 2 別紙 1 - 3 様式 2 別紙 1 - 4
講義、演習又は実習を行う 施設及び設備の概要一覧			●		●					様式 2 別紙 2 - 1
講義、演習又は実習を行う 施設及び設備の概要			●		●					様式 2 別紙 2 - 2
協力施設承諾書			●		●					様式 2 別紙 3
特定行為研修管理委員会の 構成員の氏名等			●			●				様式 2 別紙 4
特定行為研修の指導者一覧			●					●		様式 2 別紙 5
変更後の特定行為研修計画			●	●				●		添付書類

【特定行為研修省令の改正（平成 31 年 4 月 26 日）に伴う変更の届出：様式 8】

提出すべき書類及び添付書類	摘要	注意事項
指定研修機関変更届出書（省令改正に伴う変更届出）	様式 8	令和 2 年 2 月までに指定研修機関の指定を受けた者に限り使用する
変更後の特定行為研修計画	添付書類	

2. 新たな区分の研修を追加する場合

- 新たに特定行為区分や領域別パッケージ研修を開始したい…………… p9、1)へ
- 既に指定を受けている区分で領域別パッケージ研修を申請したい …… p11、3)へ

1) 特定行為区分変更申請の概要

新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴う変更の場合は、特定行為区分変更申請書（様式 3）により、厚生労働大臣に申請し、その承認を受ける必要があります。（改正後の法第 37 条の 4、特定行為研修省令第 10 条関係）

特定行為区分の変更申請をする場合、まず所属管内の地方厚生局に相談して下さい。地方厚生局は、指定基準の詳細、そのための具体的な対応策、申請書類の記入方法ならびに作成に必要な情報等、質問や相談に応じています。

図 3 に区分変更申請の手続きの流れを示します。

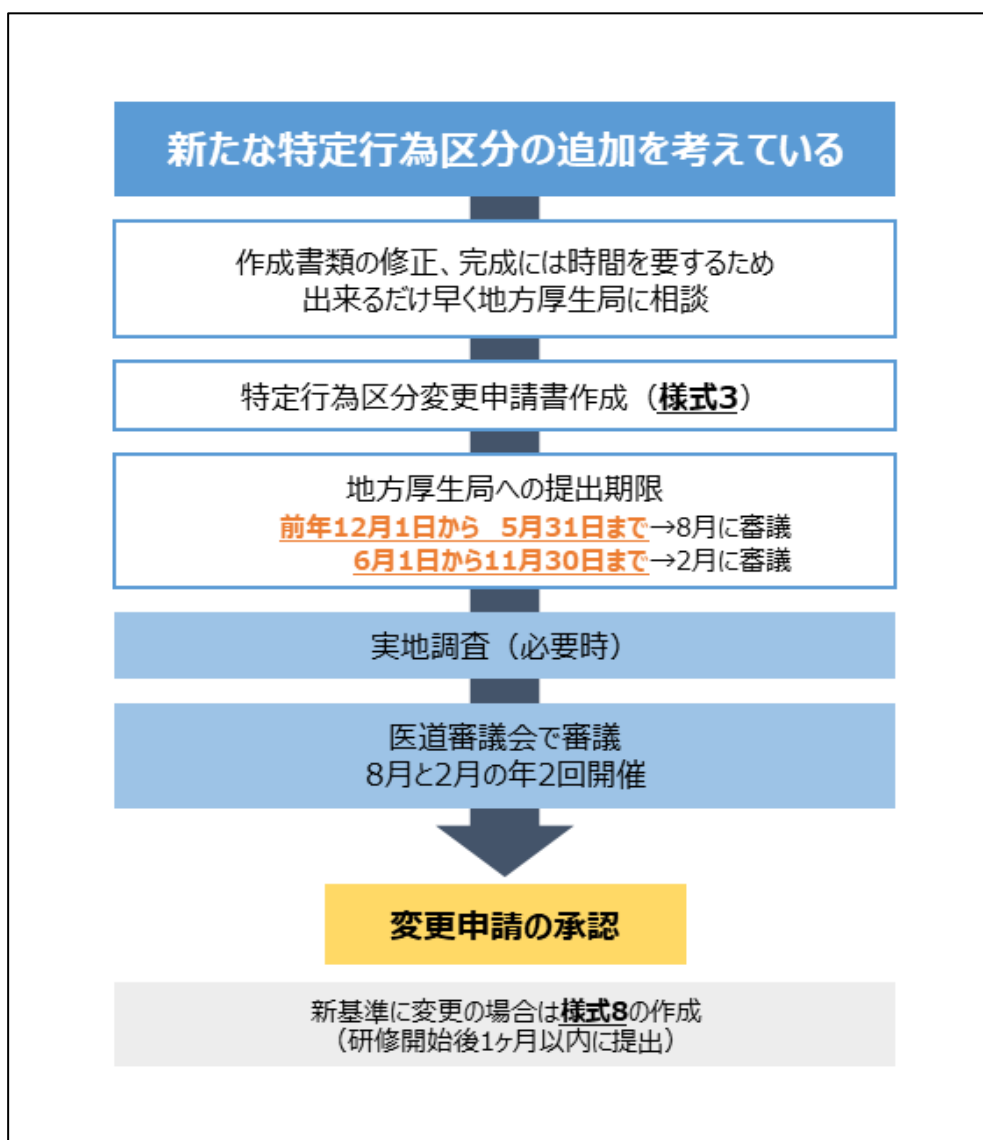


図 3 新たな特定行為区分の申請手続きの流れ

2) 特定行為区分変更の申請等に係る提出書類一覧

新たな特定行為区分変更申請に関わる提出書類は、以下の通りです。

【特定行為区分変更申請書：様式 3】

提出すべき書類及び添付書類	摘要	注意事項
特定行為区分変更申請書	様式 3	
特定行為研修計画の概要	様式 3 別紙 1 - 1 別紙 1 - 2 別紙 1 - 3 別紙 1 - 4	既に提出している共通科目の研修計画から変更がなければ、様式 3 別紙 1 - 2 は提出不要
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧	様式 3 別紙 2 - 1	
講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要	様式 3 別紙 2 - 2	
協力施設承諾書	様式 3 別紙 3	協力施設がある場合に提出
特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等	様式 3 別紙 4	
特定行為研修の指導者一覧	様式 3 別紙 5	
新たな特定行為区分を含む特定行為研修計画	添付書類	

さらに、既に指定されている区分が旧基準（平成 31 年 4 月 26 日までの基準、令和 2 年 2 月までに旧基準で指定された研修機関が該当する。）の指定研修機関は、令和 5 年 3 月 31 日までは旧基準で研修を行うことができますが、**令和 5 年 3 月 31 日までに様式 8 により新基準による研修への変更の届出**を行う必要があります。

【特定行為研修省令改正（平成 31 年 4 月 26 日）に伴う変更の届出：様式 8】

提出すべき書類及び添付書類	摘要	注意事項
指定研修機関変更届出書 （省令改正に伴う変更届出）	様式 8	令和 2 年 2 月までに指定研修機関の指定を受けた者に限り使用する
変更後の特定行為研修計画	添付書類	

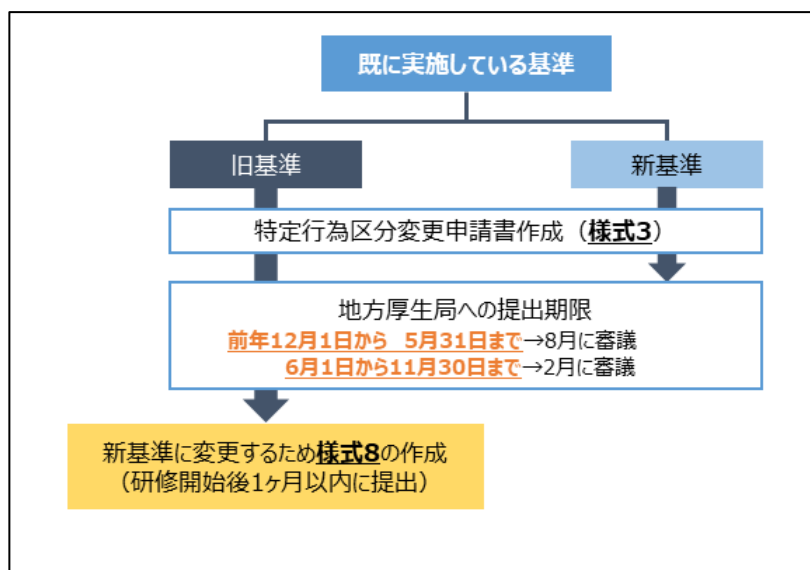


図 4 新たに開始する特定行為区分の申請時の申請書

3) 既に指定されている区分での領域別パッケージ研修申請等に係る提出書類一覧

既に指定されている区分が旧基準（平成 31 年 4 月 26 日までに指定されている必要があります。ただし令和 2 年 2 月までに旧基準で指定された研修機関も該当します。）で、領域別パッケージ研修の開始を申請する場合は、令和 5 年 3 月 31 日までは旧基準で研修を行うことができますが、**令和 5 年 3 月 31 日までに様式 8 により新基準による研修への変更の届出を行う**必要があります。

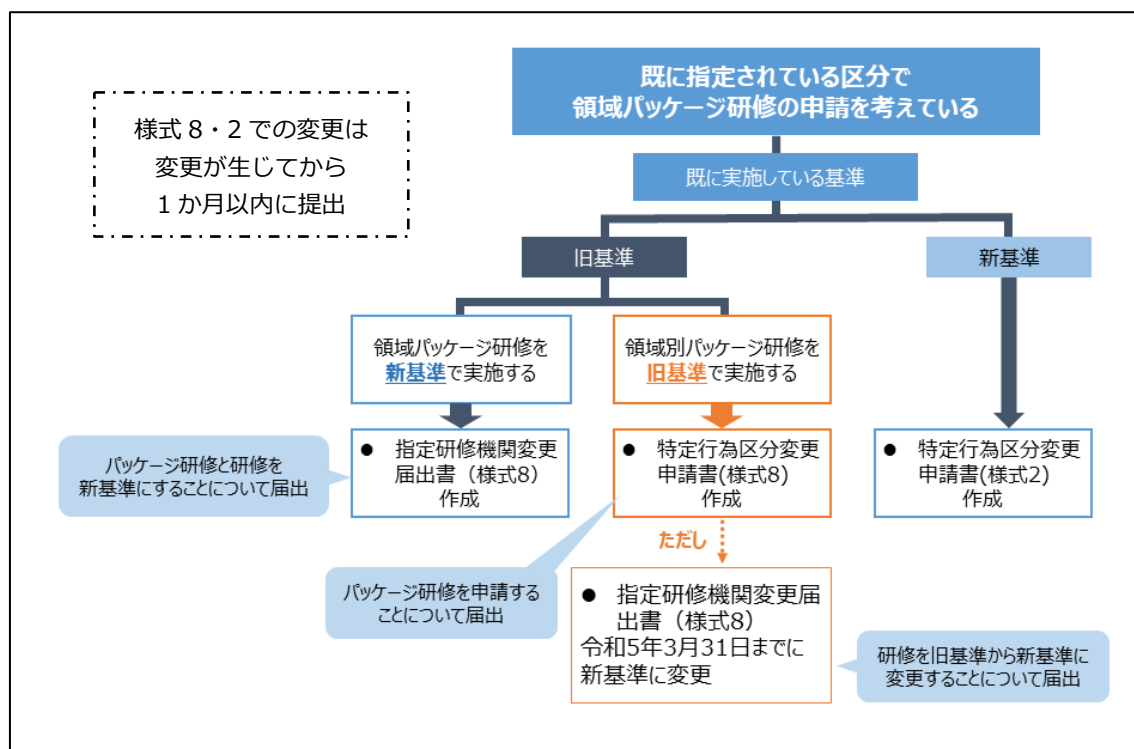


図 5 既に指定されている区分による領域別パッケージ研修申請時の指定申請書

4) 特定行為区分変更の申請書類作成のポイント

申請書類作成においては、基準を満たすための必要な体制が確保されているか、変更を踏まえて、詳細に記載することが求められています。

特に、協力施設がある場合、指定研修機関の責任においては、協力施設に書類の作成を依頼し、書類の準備をしていきます。記載事項の中には、指導する医師の資格や研修受講歴など、個人情報にあたる内容も含まれます。

厚生労働省 HP「特定行為に係る看護師の研修制度」では、過去の申請、および厚生労働省、地方厚生局への質問、相談から「指定申請に関する QA【指定申請者用】」を作成しています。また申請書の記入時に、漏れやすい点や間違いやすい点を踏まえて、申請書類記入例を準備していますので、これらも参考に作成すると良いでしょう。

○様式記載例

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201689_00003.html

○指定申請に関する QA : 指定申請者用

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000694918.pdf>

Ⅲ. 補助金等について

国や自治体は、指定研修機関の運営を支援する様々な制度を設けています。ここでは、給付を受ける対象を「指定研修機関」「受講者」「看護師を研修に派遣する事業主」に分けて主なものを紹介します。『看護師の特定行為研修制度ポータルサイト』で、指定研修機関や特定行為研修修了者の所属施設等から相談する施設を検索していただき、給付方法の実際等についてご相談をされることもお勧めします。

1. 指定研修機関が対象となる補助金等について

指定研修機関の準備や運営に関して、費用の一部を支援する制度をご紹介します。

1) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

指定研修機関の施設準備費用に対して、一部の費用を支援する制度です。

事業名	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業
支給元	厚生労働省
対象	指定研修機関
金額	年度毎に示される
申請期限	指定機関への申請を行った施設に対して、申請後に厚生労働省より手続きの案内がありますので案内にそって申請ください。
内容	・ 指定研修機関指定前の補助 指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の施設準備に必要な、カリキュラム準備や備品購入、e ラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

* 補助金に関する照会については、厚生労働省医政局看護課事業調整係 (TEL 03-5253-1111/FAX 03-3591-9073) に問い合わせてください。



2) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

指定研修機関の研修の運営費用に対して、費用の一部を支援する制度です。

事業名	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業
支給元	厚生労働省
対象	指定研修機関
金額	年度毎に示される
申請期限	該当する指定機関に対して、年度初め頃に厚生労働省より手続きの案内がありますので案内にそって申請ください。
内容	・ 指定研修機関指定後の補助 指定研修機関および協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗品、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

* 補助金に関する照会については、厚生労働省医政局看護課事業調整係(TEL 03-5253-1111/FAX 03-3591-9073)に問い合わせてください。

3) 各都道府県で施行されている特定行為研修支援事業等

指定研修機関に対する費用の支援は、各都道府県でも行われておりますが、支援の内容に違いがあります。指定研修機関が所在する都道府県に確認してください。一例を示します。

●看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業補助金（K 県）

指定研修機関の施設準備費用に対して、一部の費用を支援する制度です。

事業名	看護職員確保対策事業
支給元	都道府県（医療政策課）
対象	（ア）医療法人 （イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会 及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。） （ウ）学校法人及び準学校法人 （エ）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人 （オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会 （カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 （キ）独立行政法人（ク）公的団体 （ケ）国立大学法人で、以下のア又はイに該当する者とする
金額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 ①基準面積：80 m ² ② 1 m ² あたり単価 ・鉄筋コンクリート ●円 ・ブロック ●円 ・木造 ●円 ③補助率 ：1/2 以内
申請期限	・ 指定申請を始める際、都道府県（医療政策課）に確認する。 ・ 申請の時期が決まっているものもあるので注意する。
内容	看護師の特定行為研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やe ラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等を行う。

2. 受講者が対象となる補助金等について

特定行為研修を受講される看護師を対象とした制度をご紹介します。

1) 一般教育訓練給付金 ・ 特定一般教育訓練給付金

指定研修機関の研修が厚生労働大臣より給付対象講座に指定されている場合、受講者が指定研修機関に対して支払った受講費用の一部が支給される制度です。

事業名	教育訓練給付制度
支給元	ハローワーク（公共職業安定所）
対象	一定の要件を満たした雇用保険の被保険者、または被保険者でなくなってから1年以内にある者
金額	一般教育訓練給付 受講費用の20%（上限10万円） 特定一般教育訓練給付 受講費用の40%（上限20万円）
申請期限	支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、書類を提出することによって行います。申請期限は受講終了日の翌日から起算して1か月以内です。 ただし、特定一般教育訓練給付金の手続は、「教育訓練給付金及び教育訓練給付金受給者確認票」と訓練対応キャリアコンサルタントに交付されたジョブ・カードを受講開始日の1か月前までにハローワークに提出する必要があるため注意が必要です。
内容	一定の条件を満たした方が「厚生労働大臣の指定する講座*」を受講し修了した場合、支払った受講費用の一部が支給される制度です。

* 受講者がこの給付を受けるには、指定研修機関はあらかじめ、特定行為研修について厚生労働大臣より給付対象としての講座指定を受けておく必要があります。講座指定は年2回（4月1日・10月1日）行われ、指定の有効期間は3年間です。

* 講座指定の申請手続については、指定研修機関の研修が教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準を満たす必要があります。「当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものである」ことが求められているため、例えば自施設内の看護師に限っている講座の場合は対象とならないことがあります。詳細については下記のURLをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

「一般教育訓練の講座申請手続について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

「特定一般教育訓練の講座申請手続について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html

3.看護師を研修に派遣する事業主が対象となる補助金等について

看護師に特定行為研修を受講させる事業主を対象とした制度を紹介します。

1) 人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース）

特定行為研修を受講させた看護師の訓練期間中の賃金に対して、一部の費用を支援する制度です。

事業名	雇用関係助成金
支給元	厚生労働省 ・ 都道府県労働局厚生労働省
対象	事業主または自業主団体等
金額	・ 経費助成 45% ： 上限 50 万円 （30%：上限 30 万円） ・ 賃金助成（1 人 1 時間あたり） ： 760 円（380 円） *（ ）内は、中小企業以外の助成額・率
申請期限	訓練開始日から起算して 1 カ月前まで（厳守）
内容	人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

* 詳しくは厚生労働省のホームページを確認するか、事業所を管轄する都道府県労働局にお問い合わせください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【都道府県労働局お問い合わせ先】

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



2) 各都道府県で施行されている特定行為研修支援事業等

各都道府県で行われており、支援の内容にも違いがあります。所属のある都道府県で確認してください。一例をお示しします。

●看護職員の資質向上支援事業補助金（令和2年度H県例）

特定行為研修を受講させた看護師の訓練期間中の賃金に対して、一部の費用を支援する制度です。

事業名	看護職員の資質向上支援事業
支給元	都道府県（医療介護人材課）
対象	①看護師の特定行為研修機関派遣支援事業 県内の病院、診療所又は訪問看護ステーションの開設者 ②認定看護師教育機関派遣支援事業 県内の200床未満の病院（以下「中小病院」という。）、診療所又は訪問看護ステーションの開設者
金額	①看護師の特定行為研修機関派遣支援事業 ア 受講料等：基準額（一人当たり）700,000円 補助率 1/2 イ 代替え職員の人件費：基準額（一人当たり）1,134,000円 補助率1/2 ②認定看護師教育機関派遣支援事業 ア 受講料等：基準額（一人当たり）500,000円 補助率1/2 イ 代替え職員の人件費：基準額（一人当たり）756,000円 補助率 1/2
申請期限	令和●年●月●日
内容	県内の、病院、診療所又は訪問看護ステーションに就業する看護職員の資質向上を図るため、看護職員を特定行為指定研修機関及び認定看護師教育機関へ派遣する費用の一部を助成します。



地方厚生局所在地一覧

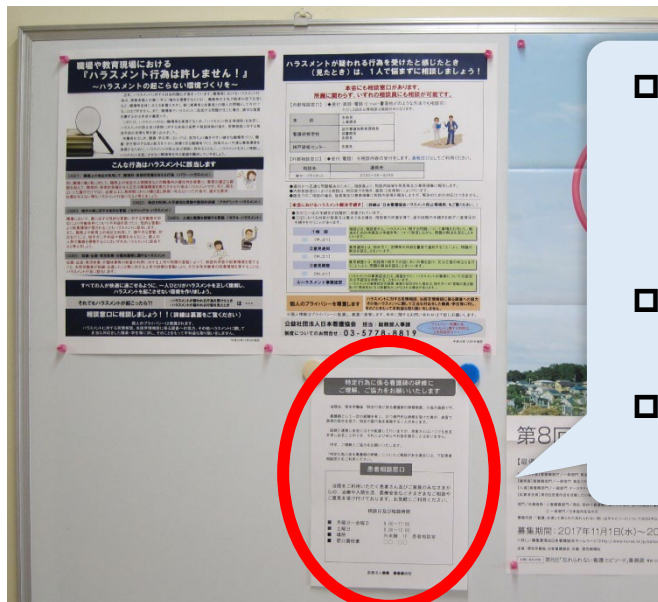
特定行為に係る看護師の研修制度に関するお問い合わせは、以下の各地方厚生局で対応しています。

地方厚生局名	連絡先
北海道厚生局	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第 1 合同庁舎 8 階 健康福祉部 医事課 TEL : 011-709-2311 (代) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/iji/tokutei.html
東北厚生局	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 13F 健康福祉部 医事課 TEL : 022-726-9263 (直通) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/iji/20150414.html
関東信越厚生局	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7F 健康福祉部 医事課 TEL : 048-740-0754 (代) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/kangoshitokuteikouikensyuu.html
東海北陸厚生局	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 3 階 健康福祉部 医事課 TEL : 052-971-8836 (直通) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iji/tokuteikoui.html
近畿厚生局	〒540-0011 大阪府中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7 階 健康福祉部 医事課 TEL : 06-6942-2492 (直通) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iji/nurse_tokuteikoui.html
中国四国厚生局	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル 2 階 健康福祉部 医事課 TEL : 082-223-8204 (直通) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu_ka/iji/tokuteikoui.html
九州厚生局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎 2F 健康福祉部 医事課 TEL : 092-472-2366 (直通) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iji/kangoshitokuteikouikenshu.html

特定行為区分の実習を行う施設が追加で添付を求められる資料の例

施設名： ●●●●●病院

相談窓口を周知する掲示物の掲示状況がわかる写真



- 患者・家族目線で、どのように見えるかがわかるように、掲示板全体を写真に収める。掲示物から少し離れて撮影。
- 複数個所に掲示している場合は、それぞれ撮影。
- 相談窓口の周知の掲示物がわかるよう、丸で囲むなど図示する。

施設名： ●●●●●病院

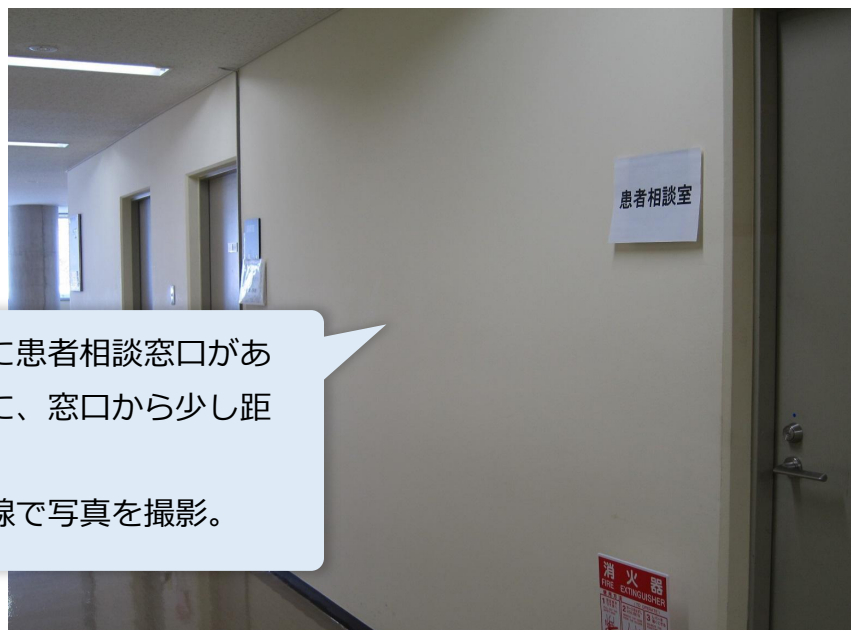
掲示物の掲示場所、相談窓口の場所を図示したフロア図



- 掲示物の掲示場所、患者相談窓口の場所をわかりやすく図示。
- 複数個所に掲示している場所は、全ての箇所を図示。

施設名： ●●●●●病院

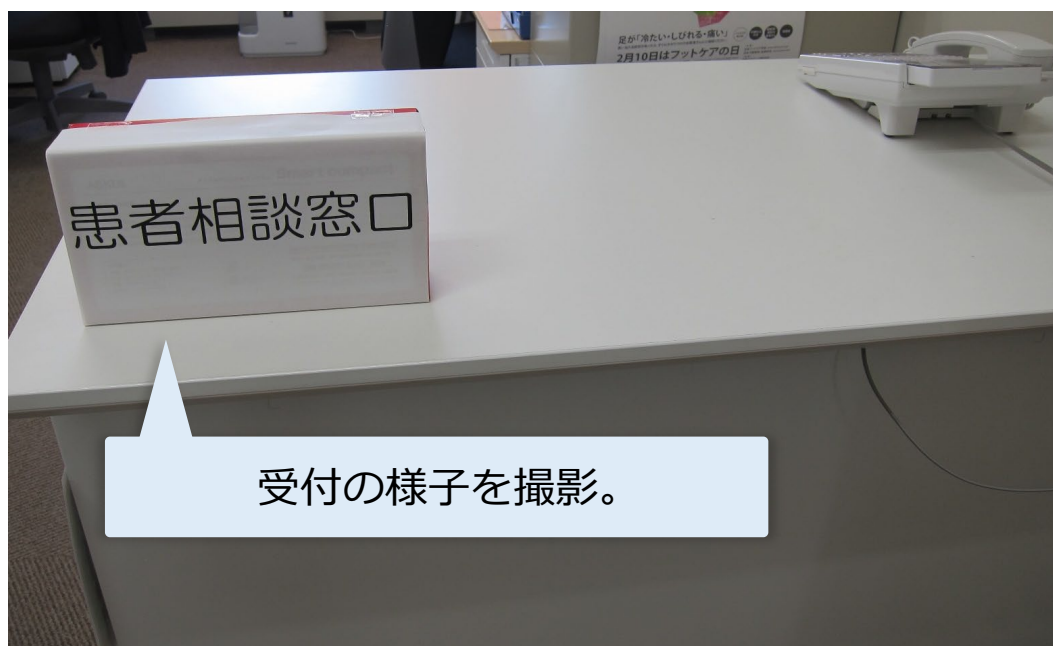
患者相談窓口の場所（周囲の様子を含む）の様子がわかる写真



- どのような場所に患者相談窓口があるかわかるように、窓口から少し距離をとる。
- 患者・家族の目線で写真を撮影。

施設名： ●●●●●病院

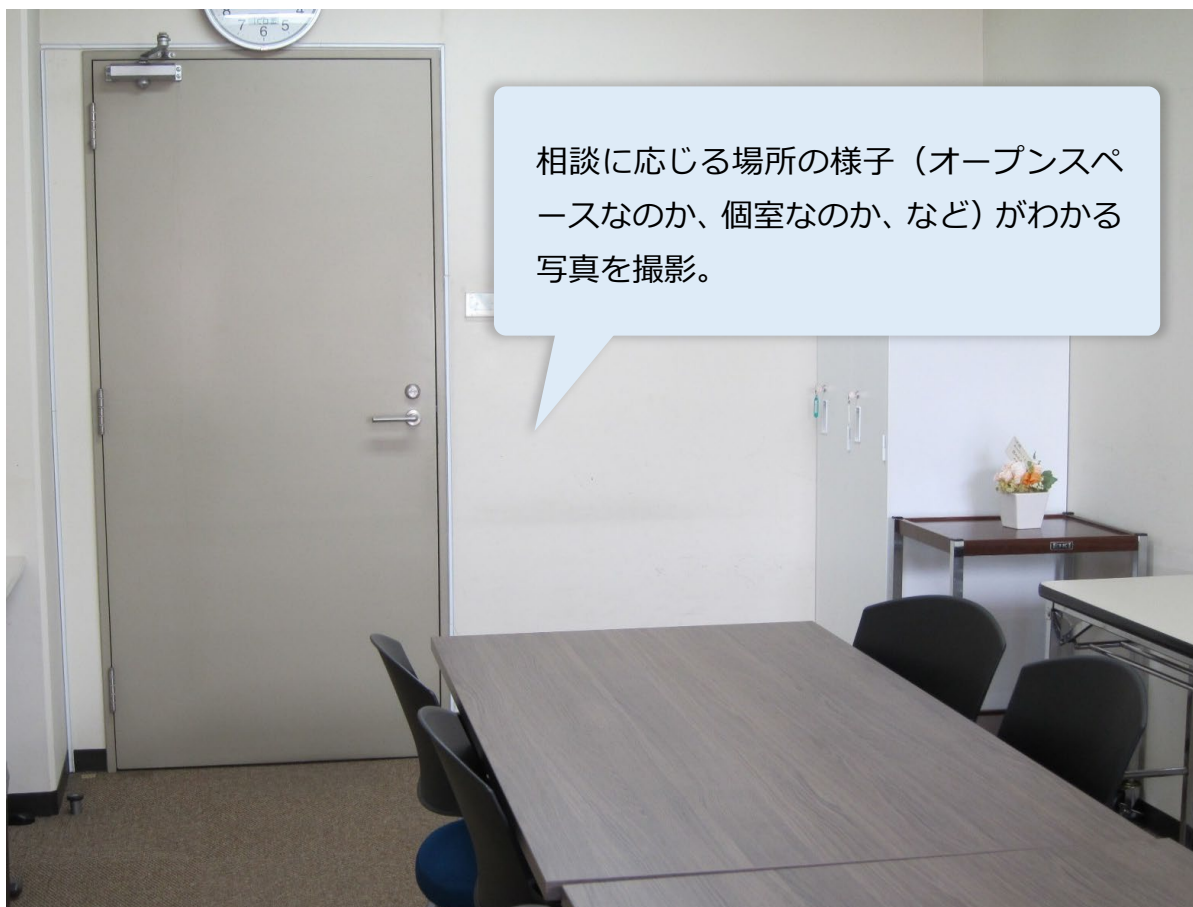
患者相談窓口の写真



受付の様子を撮影。

施設名： ●●●●●病院

相談に応じる場所の写真



特定行為に係る看護師の研修制度

これから指定研修機関になろうと考えている皆さま、すでに指定を受けている研修機関の皆さまへ
～各種申請手続きや補助金等について～

発行日	令和3年3月30日
編集	特定行為研修制度の普及促進に関する委員会
発行	公益社団法人日本看護協会
	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
	TEL 03-5778-8831 (代)
	FAX 03-5778-5601
	URL http://www.nurse.or.jp
お問合せ先	日本看護協会 看護研修学校 認定看護師教育課程
	〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-2-3
	TEL 042-492-7211 (代)
	FAX 042-492-8635

